

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
<b>(1) 運営に関する基準</b>					
①	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	サービス提供の記録について、記載が不十分な事業所が多数あった。	対象介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。	○大村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「市条例」という。)第116条第1項ほか	入居の年月日は記載できているが、退居の際の記載を失念している事業所が多数ありました。併用できないサービスがあるので、入居日、退居日は共に記載をお願いします。また、退居の際は退居の年月日を記載し写しを保管してください。
②	・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を実施したと判断できる記録を保管していない事業所が多数あった。	対象介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。	○市条例第118条第7項第1号ほか	検討している実態はあっても、委員会を実施したと判断できる記録を保管していない事業所がありました。実地指導の際は記録を確認いたしますので、適切な記録と保管をお願いします。
③	全て	日常生活においても通常必要となるものに係る費用について、一律に徴収している事業所が多数あった。	介護事業者は、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものに係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。また、身の回り品として日常生活に必要なものについて、すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。	○市条例第117条第4項ほか ○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保険福祉局企画課長通知)	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、あいまいな名目ではなく具体的な名目で料金を徴収すること。また、個別に対応が必要な場合は、個別に同意を得て料金を徴収すること。
④	全て	運営規程の従業者の職種、員数及び職務の内容について、勤務表と運営規程の従業員の員数が相違している事業所が多数あった。	各サービスにおいて定められてる人員基準について、配置すべき員数を満たすよう職員を配置し、運営規程や勤務表に記載し、記録を保管すること。	○市条例第112条ほか	運営規程について、従業員の員数が増減となった場合は届出が必要ですが、「〇人以上」と記せば、その員数を満たしていれば届出の必要がなくなります。ただし、管理者や計画作成担当者など資格要件がある職種については運営規程の変更とは別に変更届が必要となりますので、注意が必要です。
⑤	全て	記録の整備について、保管期間を誤っている事業所が多数あった。	介護サービス事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。	○市条例第128条第2項ほか	介護保険法では2年となっていますが、大村市条例では5年間保存となっていますので、5年間保管してください。運営規定だけでなく、契約書、重要事項説明書も記載の誤りが多かったので、再度確認をお願いします。
⑥	全て	個人情報の使用について利用者家族の同意を得ていない事業所が多数あった。	地域密着型サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。	○市条例第60条の20及び第109条において準用する第36条第3項ほか	サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題や解決すべき課題等の個人情報を介護保険専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、利用者や家族双方の個人情報を取り扱います。利用者の個人情報の同意は得られていたが、家族の同意については文書で確認できない事業所がありましたので、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得てください。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
⑦	全て	苦情を受け付けるための窓口について、記載が不十分な事業所が多数あった。	指定地域密着型サービス事業者は、提供した指定地域密着型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	〇市条例第129条に準ずる第39条ほか	相談、要望、苦情等の相談窓口について、契約書等で施設管理者の記載のみの事業者がありました。利用者の便宜を考慮し、大村市長寿介護課及び長崎県国民健康保険団体連合会等の連絡先を記載することが望ましいです。また大村市長寿介護課の時間帯が8時30分から17時15分までとなりましたので、あわせて確認をお願いします。
⑧	全て	運営規程の掲示方法について適切でない事業所が多数あった。	介護事業者は、介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	〇市条例第35条及び第129条ほか	運営規程等の重要事項について、事業所の見やすい場所に掲示することを規定しておりますが、閲覧可能な形でファイル等で備え置くことを可能とすることと規定されています。掲示方法はどちらでもかまわないですが、最新の情報を掲示するようにお願いします。
⑨	・小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業の基本方針に沿っていない運用をしている事業所が多数あった。	小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。	〇市条例第82条	例えば、長期間の宿泊や、通いのみで訪問サービスの利用が全くない利用者が多数いるなど、基本方針に沿った運営をしていない事業所がありました。基本方針に沿った運営をするべきですが、やむを得ない理由があるときは、検討結果を記録に残すようにしてください。

**(2)介護報酬請求(加算・減算)に関する基準**

①	処遇改善加算	介護職員処遇改善計画書について、全ての介護職員に周知していない。	処遇改善加算について、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 貴事業所では、処遇改善加算の概要は確認できたが、計画書を全ての介護職員に周知したと判断できる記録が確認できなかった。貴法人の全ての介護職員に周知すること。	〇大村市指定訪問サービス及び指定通所サービスに要する費用の額の算定上の留意事項に関する要領(以下「市算定要領」という。)第2の2の(10)ほか 〇厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省令告示第95号)第48ほか	・介護職員処遇改善加算の対象となる全ての介護職員に周知する必要があります。 ・介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算についても、介護職員処遇改善加算と同様に、対象となる全ての職員に周知する必要があります。また、周知するとともに、その記録を保管してください。
②	看取り介護加算 (認知症対応型共同生活介護)	看取り指針について、利用者及びその家族に同意を得ていない事業所が多数あった。  看取り指針の見直しの検討の記録がない事業所が多数あった。  看取りに関する職員研修を実施していることが確認できない事業所が多数あった。	施設基準として、看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていることとある。  施設基準として、医師、看護職員(指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの職員に限る。)、介護職員、介護支援専門員その他の職種のものによる協議の上、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこととある。  看取りに関する職員研修を行っていること。	〇指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)58ほか 〇厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)三十三ほか	入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ている記録を確認できなかった事業所がありました。また、同意は入居時ではなく、看取りの直前で良いと誤認している事業所もありました。  看取りに関する指針について、見直しの検討の記録も残してください。  看取りに関する職員研修を行っている記録がない事業所がありましたので、記録に残すようお願いします。

No.	サービス種別	概要	指摘事項	根拠法令等	要点
③	生活機能向上連携加算(Ⅰ) (認知症対応型共同生活介護)	生活機能向上に関する計画作成について、多職種共同で作成する必要があるが、多職種共同で作成したと判断できない事業所が多数あった。	計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、算定できる。	○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)5(ト) ○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)6(12)ほか	計画の作成については理学療法士等の助言に基づき作成する必要があります。理学療法士等の助言や多職種共同で協議した内容がわかるように記録を保管してください。
	生活機能向上連携加算(Ⅱ) (認知症対応型共同生活介護)		利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月意向3月の間、1月につき所定単位数を加算する。 また、計画には、生活機能アセスメントの結果のほか、次に掲げるその他の日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容を記載しなければならない。 a、利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容 b、生活機能アセスメントの結果に基づき、aの内容について定めた三月を目途とする達成目標 c、bの目標を達成するために経過的に達成すべき各月の目標 db及びcの目標を達成するために介護従業者が行う介助等の内容		生活機能向上を目的とした目標、計画、取組内容等が適正に記録されているか、再度見直しを行ってください。 生活機能向上連携加算(Ⅱ)の「生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画」とは、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、単に介護従事者が介助等を行うのみならず、利用者本人が、日々の暮らしの中で当該行為を可能な限り自立して行うことができるよう、その有する能力及び改善可能性に応じた具体的目標を定め、介護従事者が提供する介護の内容を定めたものでなければならないとあるが、目標や取組内容等が当該加算の主旨にあてはまらない事業所があったので、再度基準を確認してください。 日々の暮らしの中で必要な機能の向上に資する内容が不足している事業所もありました。 再度確認し、各要件を満たしていることが確認できる記録を作成し保管をお願いします。
④	医療連携体制加算(Ⅰ) (認知症対応型共同生活介護)	看護師の配置を確認できない事業所が多数あった。	医療連携連携体制加算(Ⅰ)を算定すべき施設基準の1つに「当該介護事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。」ある。	○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)	事業所によっては、配置されていた看護師が産休となったり、退職となったりして、看護師を1名以上確保しているかどうかの書類が確認できませんでした。隣接する同法人の事業所の看護職員と連携を取っている場合は、その旨勤務表に記入し、記録として残してください。
⑤	初期加算 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	算定日数を誤っている事業所が多数あった。	入所した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定地域密着型介護老人福祉施設に再び入所した場合も、同様とする。	○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号) ○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号)	同一法人・同一敷地の短期入所から入所した際は、短期入所を利用した日数も含めて30日なので、算定誤りがないように確認をお願いします。